

# 援護基金だより

公益財団法人札幌法律援護基金

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館7階  
TEL(011)281-2428 FAX(011)281-4823  
<http://satsu-engo.jp/>

第17号

2017年

## 援護基金を今後ともよろしく

皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。

昨年末からの大雪と寒さには北海道生まれの方も驚かれたことでしょう。皆様方の被害が少ないことをお祈り申し上げます。

さて、当援護基金は正式に「公益財団法人」として発足してから、間もなく4年になろうとしております。この間、皆様のご協力により社会的弱者のための人権擁護活動を支援して参りました。現在も福島原発事故の避難者救済のための国賠訴訟など多くの支援をしておりますが、今後も多くの人権擁護活動に協力して参りたいと考えております。社会には、救われなければならない事件が数多く存在しますし、社会の複雑化により侵害される人権は増えているように思えます。今まで、その被害が目立たなかったが故に、ともすれば見過ごされていた色々な権利の侵害が、重大な人権侵害になってしまう場合は多くあると思います。そのような場合、最初に相談を受けるのが弁護士であることは多いと思われますが、新しい形の人権侵害であるが故に情報の蓄積もなく、研究成果もないことから、これを人権侵害として救済できるかどうか、方針を定めるのに戸惑うケースもあるでしょう。そういう相談を受けた場合、調査研究のための費用が必要であれば当援護基金に申し込んで下さい。手弁当でもやらなければならない人権擁護活動を支えるために、当援護基金もお手伝いをしたいと考えております。

ところで、当援護基金は活動資金は皆様方の寄付に頼っているわけでございますが、最近は、その中心を刑事贖罪寄付に頼らざるを得なくなっているのが現状です。一昨年は多くの刑事贖罪金を頂くことが出来ましたが、昨年はその額が少なくなりました。この贖罪寄付は、高額のものもありますが数千円の寄付もあり、若い弁護士からの寄付も沢山あります。少額の寄付であっても人権擁護活動の大切な活動資金になっています。また、例えば何かの会合のために集めて余ってしまった予算なども寄付して頂ければ人権擁護活動の大切な資金になります。少額でも構いませんので是非とも当基金への寄付をお願い申し上げます。

これからも社会は多様化し、社会格差も大きくなつて、人権擁護活動の必要性は益々大きくなっています。その支援のために、私共札幌法律援護基金も活動して参りますので、今後ともご協力、ご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

平成29年（2017年）3月



理事長 向井 諭

（公益財団法人札幌法律援護基金）

# 消費者被害救済ために

サスケスタジオ中古自動車販売被害対策弁護団  
事務局長弁護士  
**岸田 貴志**

私たち、サスケスタジオ中古自動車販売被害対策弁護団は、「中古自動車販売店であるサスケスタジオから中古自動車を購入した人たちが、納車未了という状態にありながら、信販会社からローンの請求を受けている。会社代表者の消息が不明になっており、被害者もどうしたらいいか分からなくなっている。」との相談紹介が消費者センターからあったため、被害者の救済を目的として、平成 26 年（2014 年）に結成されました。

被害者の方たちは、消息不明の会社代表者と個人的に親しかった方が多く、納車が遅れていたにも関わらず、会社代表者を信頼していたため、信販会社に支払停止の抗弁書を、代表者が失踪するまで送付しませんでした。

信販会社は、そのことを理由に、被害者の方たちを販売会社へ「名義貸し」をしたものと疑い、ローンの請求を続けたため、弁護団は、平成 27 年（2015 年）5 月、札幌地方裁判所へ信販会社を被告として、債務不存在確認等の訴訟を提起し、現在も審理が続いています。

販売会社の代表者が消息不明となり、被害者にはローンだけが残った状態となり、そのため、信販会社を被告とせざるを得なかったのです。

このようなことは、消費者被害事件では珍しくなく、今後は、信販会社に加盟店である中古車販売会社に対する「加盟店管理責任」が認められるかどうかが、最大の焦点となります。

このような状況にある私たち弁護団に、公益財团法人札幌法律援護基金から調査研究費の助成をいただきました。この助成金は、被害者説明会の会場費及び消費者センターへの照会費用等の調査費用に活用させていただいております。この場を借りて、厚くお礼申し上げます。

被害者の方たちは、希望した自動車が届けられなかっただけでなく、信販会社からの多額の請求に困惑し、また経済的不安に陥っています。

私たち弁護団は、事件の実相を裁判所に理解してもらい、被害者の救済が図られるよう、今後も努力していきます。

以上

## 常務理事からひとこと

今シーズンの札幌は、50 年振りの積雪に悩まされ、寒さも厳しく、冬が大変印象に残った一年でした。今年ほど春が恋しいと感じているのは私だけではないと思いますが、皆様に春をお知らせする援護基金便り（17 号）をお届けいたします。

2016 年（平成 28 年）度は、前年度に比べ調査研究事業への援護件数、皆様からのご寄付ともに少し寂しい 1 年でした。2017 年（平成 29 年）度は、再び当基金を皆様に積極的にご利用いただき社会的、経済的弱者の救済、人権擁護、社会正義の実現を目指していきたいと思います。法律問題の扶助のみならず、相談支援、関連法令の調査、資料の収集、出版物の刊行などについても当基金にご相談いただきお役立てください。財源となる皆様からのご寄付についてもご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

常務理事 青木 豪